



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
	中澤	中澤			岡林

日医発第 801 号（保険）  
令和 6 年 8 月 2 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長島公之  
(公印省略)

### 令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正の事務連絡が、下記のとおり発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

#### 記

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) (別添 1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) (別添 2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) (別添 3)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
(令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号) (別添 4)

#### 【添付資料】

令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について  
(令 6.7.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和6年7月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、  
その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願ひいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第4号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和6年3月5日保医発0305第5号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和6年3月5日保医発0305第6号) (別添3)
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」  
(令和6年3月27日保医発0327第5号) (別添4)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 5 部 投薬

第 5 節 処方箋料

F 4 0 0 処方箋料

- (16) 「注 8」において、「直近 3 月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「0 0」調剤基本料の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。
- ア 直近 3 月の処方箋を交付した回数が 12,000 回を超えること。
  - イ 保険薬局(調剤点数表「0 0」の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。
  - ウ 当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 9 割を超えていていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第 88 の 2 の 2 の (3) の取扱いに準じる。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

様式5の5

**リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算  
及びリハビリテーション・栄養・口腔連携加算  
の施設基準に係る届出書添付書類**

届出病棟名	
届出病床数	床

1-① 入院基本料、職員（リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を届け出る場合）

<input type="checkbox"/> 急性期一般入院基本料	(□ 急性期一般入院料1・□ 急性期一般入院料2・□ 急性期一般入院料3・ □ 急性期一般入院料4・□ 急性期一般入院料5・□ 急性期一般入院料6)				
<input type="checkbox"/> 7対1入院基本料	(□ 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)・□ 専門病院入院基本料)				
<input type="checkbox"/> 10対1入院基本料	(□ 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)・□ 専門病院入院基本料)				
職種	氏名	勤務時間	専従・専任	経験年数	研修受講
医師		時間		年	□
□理学療法士			□専従		
□作業療法士			□専任		
□言語聴覚士					
□理学療法士			□専従		
□作業療法士			□専任		
□言語聴覚士					
□管理栄養士		時間	□専任		

1-② 入院基本料、職員（リハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出る場合）

<input type="checkbox"/> 地域包括医療病棟入院料					
職種	氏名	勤務時間	経験年数	研修受講	
医師		時間	年	□	

2. プロセス・アウトカム評価

1) 早期リハビリテーション実施割合

(①～⑨についての)算出期間 (直近1年間もしくは3月間)	( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
① 当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数	名
② ①のうち、入棟後3日(入棟日の翌々日)までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数	名
③ ②/① (8割以上)	%

## 2) 土日祝日リハビリテーション実施状況

④ 当該病棟における平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数	単位／日
⑤ 当該病棟における土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数	単位／日
⑥ ⑤／④ (8割以上)	%

## 3) 患者のADL

⑦ 当該病棟を退院又は転棟した患者数(死亡退院及び終末期のがん患者を除く)	名
⑧ ⑦のうち、退院又は転棟時におけるADLが入院時等と比較して低下した患者数	名
⑨ ⑧／⑦ (3%未満)	%

## 4) 褥瘡の院内発生率

⑩ 調査日(届出時の直近月の初日)の当該病棟の入院患者数 (調査日の入院又は予定入院患者は含まず、退院又は退院予定の患者は含める)	名
⑪ 調査日に褥瘡(DESIGN-R2020分類d2以上)を保有する患者のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数	名
⑫ ⑪／⑩ (2.5%未満)	%

※ ⑩の入院患者数が80人以下の場合は、⑪が2人以下であること。この場合、⑫は記載する必要はない。

※ ③、⑥、⑨及び⑫(⑩の入院患者数が80人以下の場合は⑪)いずれの要件も満たす必要がある。

## 3. 疾患別リハビリテーション及び入退院支援加算1の届出等

(地域包括医療病棟のリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を届け出る場合は記載不要)

<input type="checkbox"/> 疾患別リハビリテーション料を届け出ている。
<input type="checkbox"/> 入退院支援加算1を届け出ている。
<input type="checkbox"/> BIの測定に関わる職員を対象としたBIの測定に関する研修会の年1回以上の開催

### [記載上の注意]

- には、適合する場合「✓」を記入のこと
- 医師、理学療法士等は当該保険医療機関に常勤配置であること。理学療法士等について、病棟に専従配置又は専任で配置するものについては該当する□に「✓」を記入のこと。管理栄養士は、専任として配置される病棟は、1名につき1病棟に限ること。
- 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。
- 早期リハビリテーション実施割合、土日祝日リハビリテーション実施状況及びADL評価の算出期間は直近1年間であるが、新規届出をする場合は、直近3月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については該当しない。
- 医師はリハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

別添1

特掲診療料の施設基準等

第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が2名以上勤務していること。ただし、そのうち1名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有すること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。ただし、この項において、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有する常勤医師についてこれらの非常勤医師による常勤換算を行う場合にあっては、当該経験又は受講歴（又は講師歴）を有する非常勤医師に限る。
- (5) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の基準を満たすものとする。
- ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第40の2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。
- (6) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の基準を満たすものとする。
- ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っ

ている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第41 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)

##### 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)に関する施設基準

- (1) 第40の2の1の(1)を満たしていること。

#### 第42 運動器リハビリテーション料(I)

##### 1 運動器リハビリテーション料(I)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。なお、運動器リハビリテーションの経験を有する医師とは、運動器リハビリテーションの経験を3年以上有する医師又は適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した医師であることが望ましい。

#### 第43 運動器リハビリテーション料(III)

##### 1 運動器リハビリテーション料(III)に関する施設基準

- (1) 第42の1の(1)を満たしていること当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第44 呼吸器リハビリテーション料(I)

##### 1 呼吸器リハビリテーション料(I)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第45 呼吸器リハビリテーション料(II)

##### 1 呼吸器リハビリテーション料(II)に関する施設基準

- (1) 第44の1の(1)を満たしていること当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第46 難病患者リハビリテーション料

##### 1 難病患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第47 障害児（者）リハビリテーション料

##### 1 障害児（者）リハビリテーション料に関する施設基準

- (2) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

#### 第47の2 がん患者リハビリテーション料

##### 1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。 十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者をいう。

#### 第47の3 認知症患者リハビリテーション料

##### 1 認知症患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(11)の例により、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。 十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれかの者をいう。

(別添4)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
(令和6年3月27日保医発0327第5号)

別添1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の  
一部改正について

別紙1 診療報酬請求書等の記載要領

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)

1 「令和 年 月分」欄について

調剤年月又は外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3若しくは退院時共同指導料を算定した年月(以下「調剤年月等」という。)を記載すること。したがって、調剤年月等の異なる調剤報酬明細書(以下「明細書」という。)がある場合には、それぞれの調剤年月分等について調剤報酬請求書を作成すること。なお、調剤年月等の異なる明細書であっても、返戻分の再請求等やむを得ぬ事由による請求遅れ分については、この限りではないこと。

第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)

2 調剤報酬明細書に関する事項

(14) 「保険医療機関の所在地及び名称」欄、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄について

処方箋を発行した保険医(以下「処方医」という。)が診療に従事する保険医療機関の所在地、名称、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを処方箋に基づいて記載すること。また、外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。

なお、電子計算機の場合は、例外的に所在地及び名称をカタカナで記載しても差し支えないこと。

(15) 「保険医氏名」欄について

処方医である医師又は歯科医師の姓名を記載すること。

なお、同一医療機関で同一患者に対し、異なる医師又は歯科医師が処方箋を発行した場合には、当該欄に当該処方医の姓名を1の項から順番に記載すること。処方箋を発行した医師又は歯科医師の数が10人を超えた場合は、「摘要」欄に11以降の番号を付して医師又は歯科医師の姓名を記載すること。また、外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。

なお、電子計算機の場合は、例外的に漢字を読み替えたカタカナを使用すること又はひらがなをカタカナに読み替えて記載することも差し支えないこととするが、この場合には

姓と名の間にスペースをとること。

(21) 「処方」欄について

サ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に基づき、長期収載品を選定療養として調剤した場合は、当該医薬品名の後に「(選)」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載すること。

〔記載例〕

●●●錠 (選) 1錠

△△△錠 1錠 17×5

また、長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合は、理由について、別表Iに示す項目を参照して記載すること。

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

項目番号	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセの み記載	令和6 年6月1 日適用
107	I 030	機械的歯面 清掃処置	(I030 機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)に規定している患者以外の場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。  <span style="color:red;">ただし、根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算又はエナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合であって、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合は前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載すること。</span>	850100346  820190346	歯清前回実施年月；(元号) yy"年"mm"月"  初回(歯清)		
			(歯科診療特別対応加算を算定した場合) 歯科診療特別対応加算を算定した旨を記載すること。	820100779	歯科診療特別対応加算算定後		
			(根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合) 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨、特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由を記載すること。	820101304  830100918	口管強(歯清)  特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由；*****		※
			(エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合) エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨を記載すること。	820101304	口管強(歯清)		※
			(妊娠中の場合) 妊娠中である旨を記載すること。	820100348	妊娠中(歯清)		
			(糖尿病の場合) 糖尿病である旨を記載すること。	820100789	糖尿病(歯清)		